

重要事項説明書

注意喚起情報

入院保険

手術特約・特定傷害特約・定期保険特約・傷害死亡特約・がん診断特約

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の記載内容を契約申込書のご記入前に必ずご確認、ご納得いただき、また、「誓約・同意事項」には重要な事項が記載されておりますので保険契約様、被保険者様の誓約・同意のうえお申し込みください。

お支払事由の詳細や制限事項等の詳細な内容は「[契約の約款](#)」に記載しておりますので必ずご確認ください。

当初意向把握・最終意向確認について

保険契約のお申込にあたり、当社又は当社の保険募集人は、ご契約者の意向を把握し、これに沿った保険商品に関する情報等の提供及び、当該保険契約の内容説明により、ご契約者のご理解、確認を得ます。

お申込みの撤回などについて(クーリング・オフ)

ご契約者が、保険契約の申込日またはクーリング・オフについて記載した書面(重要事項説明書(注意喚起情報))を交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内(郵便の消印日で判定)に**くふう少額短期保険株式会社(以下、当社)**宛に書面または電磁的記録により申し出ることにより、保険契約の申込の撤回ができます。この場合、書面または電磁的記録には、申込者氏名、住所、電話番号をご記入ください。申込を撤回した場合、すでに払い込まれた保険料があれば当社はこれをご契約者の指定口座に返金します。

告知義務について

●ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めてから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。

●ご契約にあたっては、ご職業、最近の健康状態、過去5年以内の健康状態など当社が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままで正確にもれなく告げてください。

●告知受領権について
告知受領権は、当社が有しており、当社が定めた方法により告知いただきます。少額短期保険募集人は告知受領権がなく、口頭でお話されても告知していただいたことはなりませんのでご注意ください。

●告知義務違反について
告知いただいた内容について、故意または重大な過失により事実と異なる告知をされた場合、責任開始日から2年内に限り、当社は「[告知義務違反](#)」としてご契約を解除することができます。
責任開始日から2年を経過しても保険金等の支払事由が2年内に発生していた場合には、保険契約を解除することができます。

●保険契約を解除した場合、保険金をお支払いいたしません。ただし、保険金等の支払事由が、解除の原因となった事実と無関係であると確認された場合は保険金をお支払いすることができます。

●傷病歴等がある方へのお引受けについて
当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じたお引受けの判断を行っております。健康状態によっては、ご契約をお断りすることもございますが、「[特別条件特約](#)」(会社が指定した部位に生じた疾病(ただし、別表13に定める所定の感染症を除きます。)の治療を目的とする入院(含む手術)については、保険期間の一定期間(保険契約が更新された場合は更新後の保険期間を含む)または全期間(保険契約が更新された場合は更新後の全保険期間)にわたり入院給付金(手術給付金も含む)をお支払しない条件をつけてご契約いただくお取扱い)を付加しお受けすることができます。

●ご契約のお引受けについて、告知の内容等から、次の①~④のいずれかの決定とさせていただきます。
①お申込み内容どおりお引受けさせていただく。
②お申込みプランを変更してお引受けさせていただく。
③特別条件特約(特定疾病部位不担保法)を付加し、お引受けさせていただく。
④今回のご契約はお断りさせていただく。

責任開始日について

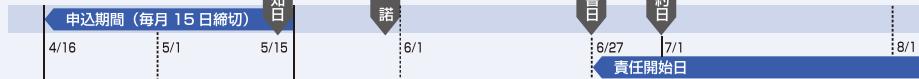
●少額短期保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに効力が成立します。

●責任開始日について
当社は、保険契約の申込を承諾した場合、[保険契約の告知をした日と当社が定めた初回保険料振替日](#)のいずれか遅い日から保険契約上の責任を開始します。(ただし、初回保険料振替日が提携金融機関等の休業日の場合は翌営業日に振替ます)
当社の責任が開始される日を責任開始日とし、責任開始日が属する月の翌月1日を契約日とします。

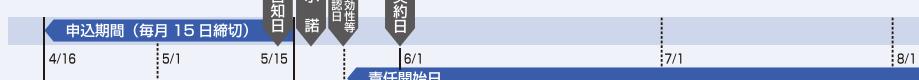
●クレジットカード扱いを付加した場合の責任開始日は、当社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した日となります。

※責任開始日のスケジュール例(申込書に不備などがない場合)

①口座振替の場合



②クレジットカード扱いの場合



がん診断特約の責任開始日について

●主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日から当社は契約上の責任を負います。

●責任開始日前のがん診断確定による無効について

被保険者が契約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていました場合には、ご契約者または被保険者のその事実の知不知にかかわらず、この特約は無効となります。この場合、すでに払い込まれた保険料は、ご契約者の指定口座に払戻します。ただし、告知日以前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、ご契約者または被保険者が知っていた場合には払戻しません。

保険金等が支払われない場合について

次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 告知していない内容が事実と相違し、ご契約が「[告知義務違反](#)」により解除となつたか、または詐欺により取消となつた場合
- 保険金等の免責事由に該当した場合(例:受取人等の故意または重大な過失による支払事由が該当など)
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こした(未遂を含む)ときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険契約について詐欺の行為があつた場合や、保険金等の不法取得目的があつてご契約が取消または無効になつた場合
- 保険料のお支払いがなく、[ご契約が失効](#)した場合

保険料の払込猶予期間およびご契約の失効について

●保険料の払込猶予期間について

保険料は払込期月(保険料をお支払いいただく月)内にお支払いください。払込期月内にお支払いの都合がつかない場合のために、第2回以後の保険料について、[払込猶予期間](#)を設けています。

●月払・年払契約とともに、[払込期月の翌月初日から末日まで](#)です。

●資金不足等により口座振替ができなかった場合の取扱いについて

●月払の場合は、[翌月の振替日](#)に2か月分の保険料を振替ます。

●年払の場合は、[翌月の振替日](#)に再度保険料を振替ます。

●ご契約の失効について

●月払の場合、保険料払込猶予期間内に保険料払込期月の未払保険料と払込猶予期間の当月分保険料の2か月分の保険料が振替られなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。ただし、ご契約者の指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合は、1か月分の保険料の口座振替を行ない、これにより未払保険料の払込があつたものとします。

●年払の場合、保険料払込猶予期間内に保険料払込期月の未払保険料が振替られなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。

※ただし、ご契約者から申出があり、当社の指定する方法(当社指定口座への送金)により、保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、ご契約は継続します。

解約と解約返戻金について

ご契約者は、ご契約を解約することができます。解約される場合、年払の場合には、解約日を基準日として、月単位で保険期間の未経過月数(1か月未満の端数は切り捨て)に応じて計算される額をお支払いします。

*月払の場合は、[解約返戻金はありません](#)。

ご契約更新時の保険料および契約内容の見直しについて

●当社はこの保険契約の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約更新の際に保険料を増額または給付金額を減額することがあります。

●更新時に、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、この保険が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険契約は更新されません。

保険金等の引受通算限度について

少額短期保険業者である当社が販売する保険商品には、法令により次のような制限があります。

保険金額に関する制限	同一被保険者について当社がお引き受けする保険契約の保険種類別の合計金額が
①死亡保険金額	300万円
②入院給付金額合計	1万円
③入院・手術等給付金額	80万円
④傷害保険金額	300万円
⑤お引き受けできる合計保険金額	1,000万円

同一の保険契約による被保険者の引受総数保険金額の合計額を保険業法施行令第38条の9(一の保険契約による保険金額)に定める上限保険金額とし、上限保険金額を超えない範囲で同一人の保険契約による被保険者の引受総数を定めます。

生命保険契約者保護機構について

少額短期保険業者である当社は、[生命保険契約者保護機構](#)には加入していませんので、同機構の行う資金援助等の措置はありません。また、当社が締結した保険契約は、破綻した場合における保険契約移転の際の資金援助の補償対象契約に該当しません。

お支払いに関する手続きなどの留意事項について

●お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合には、すみやかに当社コールセンターまでご連絡ください。

●当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要な案内ができるおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には当社コールセンターまでご連絡ください。

●保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合には、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

生命保険料控除について

この商品の保険料は、[所得控除\(生命保険料控除\)](#)の対象とはなりません。

引受少額短期保険会社の苦情・相談窓口

保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、当社コールセンターまでご連絡ください。

くふう少額短期保険株式会社	コールセンター	0120-977-856	受付時間	平日10:00~17:00
---------------	---------	--------------	------	---------------

指定紛争解決機関について

●当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である「一般社団法人 日本少額短期保険協会」との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。

●指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様からの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情処理・紛争解決を行いますので、必要に応じて、以下の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただることができます。

【指定紛争解決機関】	一般社団法人日本少額短期保険協会	「少額短期ほけん相談室」	FAX: 03-3297-0755
	フリーダイヤル	0120-82-1144	受付時間: 平日9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

■募集代理店

■引受少額短期保険会社

くふう少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険) 第56号